

【県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約】

＜入札説明書＞

(内 訳)

入札説明書

「県民向け電子申請専用インターネット回線調達に関する入札説明書」

- ・ 競争入札参加資格確認申請書（別記様式 1）
- ・ 誓約書（別記様式 2）
- ・ 担当者届（別記様式 3）
- ・ 履行実績調書（別記様式 4）
- ・ 入札書（別記様式 5）
- ・ 委任状（別記様式 6）
- ・ 入札辞退届（別記様式 7）
- ・ 質問書（別記様式 8）

別添

- ・ 仕様書
「県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約仕様書」
- ・ 契約書（案）

※本説明書の記載内容の無断転載及び入札参加資格申請書の作成以外の目的で使用することを禁止する。

佐賀県 総務部 行政デジタル推進課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約に関する入札執行及び契約締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いします。

公告日 令和 7 年 8 月 25 日

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名 県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約
- (2) 契約の仕様等 県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約仕様書のとおりのとおり
- (3) 履行場所 佐賀県総務部行政デジタル推進課が認めた場所
- (4) 契約期間 契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで（回線提供期間：令和 7 年 11 月 1 日から令和 10 年 8 月 31 日まで）

2 入札参加資格及び条件に関する事項

- (1) 本調達は、条件付一般競争入札とする。
- (2) 入札に参加する者の資格は、次に掲げる要件のすべてを満たすこと。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

ウ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

エ 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。

オ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

カ 自己又は自社の役員等が次のいずれにも該当する者でないこと及び次の(イ)から(キ)までに掲げる者がその経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

(ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(イ) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続に関する事項

(1) 担当課

郵便番号 840-8570

佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県総務部行政デジタル推進課 情報監理担当（新館6階）

電話番号 0952-25-7038

F A X 番号 0952-25-7299

電子メールアドレス gyousei-digital@pref.saga.lg.jp

(2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間

令和 7 年 8 月 25 日（月）から令和 7 年 9 月 16 日（月）まで佐賀県ホームページ（<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載するとともに、(1)の部局において随時交付する（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）。

(3) 入札説明書等に対する質問書の受付等

本契約の内容及び入札手続等に関する質問については、別紙様式 8 の質問書に質問内容を記載し、令和 7 年 8 月 29 日（金）午後 5 時までに(1)の電子メールアドレスへ送信すること。

回答は令和 7 年 9 月 2 日（火）までに質問者及び同日までに競争入札参加資格確認申請書を提出した者に電子メールにより回答を送付する。

なお、回答日時以降に競争入札参加資格確認申請書の提出があった場合は、その都度電子メールより回答を送付する。

(4) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書に会社概要書（パンフレット等）、誓約書、担当者届を添付した上で、(1)まで郵送し、又は持参し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、入札保証金又は契約保証金の免除を希望する者にあつては、これらの書類に加え、別に定める同種業務の履行実績調書に履行実績を証明する書類を添付すること。

イ 提出期限

令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時（郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。

ウ 競争入札参加資格の審査

提出された書類を審査の上、入札参加資格の適否を決定する。

入札参加資格の確認結果は、令和7年9月10日（水）までに通知する。

(5) 入札者の資格の喪失

入札参加者は、入札日時までにおいて次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

ア 入札参加者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は再生手続開始の申立てがなされたとき。

イ 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。

ウ 自己又は自社の役員等が、2の(2)の力のいずれかに該当する者であることが判明したとき、又は2の(2)の力の(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していることが判明したとき。

エ 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けたとき又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者であることが判明したとき。

オ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

(6) 入札書の提出方法

別紙様式5の入札書を(7)の場所に直接持参し、又は(1)の担当課に郵送すること。

なお、入札を郵送で行う場合には、外封筒に「県民向け電子申請専用インターネット回線に係る通信料契約に関する入札書在中」と朱書きし、内封筒に入札書を封入して簡易書留で郵送すること。また、令和7年9月12日（金）午後5時までに(1)に必着のこ

と。

期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開封は行わない。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和 7 年 9 月 16 日（火）午前 10 時 00 分

イ 場所 佐賀市城内一丁目 1 番 59 号 佐賀県庁新館 11 階 112 号会議室

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

(9) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、佐賀県財務規則（平成 4 年佐賀県規則第 35 号。以下「規則」という。）第 103 条第 1 項の規定に基づき、見積金額（取引にかかる消費税額及び地方消費税額を含む金額）の 100 分の 5 以上に相当する金額の入札保証金を納付すること。ただし、同条第 3 項第 1 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 3 号に該当する場合、入札保証金を免除する。

イ 入札保証金の納付に代えて、規則第 104 条第 1 項に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができる。

(ア) 国債又は地方債 額面金額（割引債券にあっては、時価見積額）

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実と認められる社債 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の 10 分の 8 以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手（電子交換所に参加している金融機関のものに限る。） 券面金額

(エ) 銀行又は確実と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形 券面金額（手形の満期の日が当該手形を提供した日から 1 月を経過した日以後

であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ アの入札保証金、又はイの入札保証金の納付に代えて供された担保（以下「入札保証金等」という）には利息を付けない。

エ 入札保証金等は次の各号の時期に還付する。

(ア) 落札者以外の者 落札者決定後

(イ) 落札者 契約締結後

(10) 契約条項を示す場所

(1)に同じ。

(11) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別記様式 5 の入札書により本人又はその代理人が行うものとする。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に別紙様式 6 の委任状を提出するものとする。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 100 分の 110 を乗じて得た金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に 110 分の 100 を乗じて得た金額を入札書に記載すること。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「－」の記号を付記すること。

(12) 落札者の決定方法

ア 有効な入札書を提出した者であって規則第 105 条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行う。ただし、郵便により入札書を提出した者が開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、後日、改めて行う。

エ 入札は3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行うことがある。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者としなないことがある。

なお、調査に当たっては、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとする。

(13) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

なお、無効入札とされた者は、再度の入札に加わることはできない。

ア 参加する資格のない者

イ 競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者

ウ 当該競争入札について不正行為を行った者

エ 入札書の金額及び氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

オ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

カ 入札価格の記載において(11)のウの要件を満たさない入札書を提出した者

キ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

ク 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるものを提出した者

ケ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条（錯誤）により取り消すことが認められるものを提出した者

コ 入札保証金を納入しない者及び入札保証金が(7)のアに規定する金額に達しない者

サ 1 人で 2 以上の入札をした者

シ 代理人でその資格のないもの

ス 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(14) 入札の撤回等

入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(15) 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができない場合は、これを中止する。

なお、この場合における損害は入札者の負担とする。

(16) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出前までいつでも入札を辞退することができるが、辞退する場合は、速やかに別紙様式 7 の入札辞退届を提出すること。

なお、入札を辞退した者は、これを理由として以後に不利益な取り扱いを受けるものではない。

4 その他

(1) 入札及び契約の手続並びに契約の履行において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約書作成の要否 要

(3) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(4) 契約保証金

ア 契約締結の際に、規則第 115 条第 1 項の規定に基づき、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する金額を納付すること。ただし、規則第 115 条第 3 項第 1 号に該当し証書を提出する場合又は同項第 4 号に該当する場合、契約保証金を免除する。

イ 契約保証金の納付に代えて、規則第 116 条の規定に基づき、3 の(9)のイに掲げる価値の担保を供することができる。

(5) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、その全てを公表することがある。

(6) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがある。

なお、この場合は、原則として改めて公告し、入札を行うものとする。

(7) 本入札執行については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、令、規則の定めるところによる。

(8) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書（電磁的記録による文書・資料を含む）について、本件手続以外の目的に供してはならない。

(9) 仕様書及び附属書類の記載内容の無断転載を禁止する。